

令和6年度、昇降機等検査員地域講習会

昇降機定期検査業務基準書

- 令和6年1月31日、告示・改正内容の解説 -

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会

目 次

- 1. 改正内容 ……(P3)
 - 1-1. エレベーターの告示内容 ……(P4)
 - 1-2. エスカレーターの告示内容 ……(P5)
- 2. エスカレーターの改正前・後の比較 ……(P6~P12)
- 3. エスカレーター改正前・後の判定内容比較(既存物件) ……(P13~P18)
- 4. 改定後の概略図と各すき間(参考図) ……(P19・P20)
- 5. 既存不適格の判断基準(参考) ……(P21・P22)

1.【改正内容】

- (1) 令和6年1月31日、用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかご積載荷重を定める件及びエレベーターの制御器の構造定める件の一部を改正する告示が公布、同日施行された。(令和6年 国土交通省告示 第56号)**
- (2) エスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件等一部を改正する告示が令和6年1月31日に公布、同年4月1日から施行された。(令和6年 国土交通省告示 第57号)**

1-1.エレベーターの改正内容

(1) 小型エレベーターの床面積規定の見直し (平12建告1415号 第3号関係)

⇒ **小型エレベーターの床面積規定を現行1.1㎡以下から1.3㎡以下に見直す。**

※そもそも、車イスの介助者が同乗できない、車イスがエレベーターに入らないなどで必要とする方が使用できない場合があった。

※床面積増で、定員以上が乗り込む可能性有

(2) 小型エレベーターの過荷重対策 (平12建告1429号 第1、第1号関係)

⇒ **かごの床面積が1.1㎡を超える小型エレベーターについては、床面積の拡大に伴い想定される過荷重のリスクを、小規模共同住宅等に設置するエレベーター(1415号告示第4号)と同等のブレーキ保持力を求めることで対応。**

⇒ **積載荷重の1.75倍の保持力が必要。**

1-2.エスカレーターの改正内容

(1)ハンドレールの停止検出装置の規定化 (平12 建告1424号 第2号関係)

⇒ハンドレールの停止等の異常を検出し、踏段を停止させる装置の設置を義務化する。

- ・3-(1)ハンドレール駆動装置……駆動鎖の給油状況他に関する検査事項が追加
- ・4-(7)ハンドレール停止検出装置関係……既存不適格項目

(2)エスカレーター周辺部の安全対策 (平12 建告1417号 第1 第1号関係)

⇒エスカレーター周辺部の構造に求められる安全基準にハンドレールと誘導柵とのすき間の大きさ等を追加する。

- ・5-(2)転落防止柵、進入防止用仕切り版及び誘導柵……既存不適格項目
- ・5-(4)踏段上直部の障害物……既存不適格項目
- ・5-(5)交差部可動警告板……既存不適格項目
- ・5-(7)登り防止用仕切り板関係……既存不適格項目

2. エスカレーターの改正前・後の比較

改正後

別表第5 3-(1)ハンドレール駆動装置

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
中間部	(1)	ハンドレール駆動装置	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。
			駆動鎖の給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。
			ハンドレール駆動装置摺動部の摩耗の状況(狭圧式のみに限る。)	目視又は触診により確認する。	著しい摩耗があること。

改正前

別表第5

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
中間部	(1)	ハンドレール駆動装置	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。	

既存不適格の検査項目ではありませんが、検査事項が追加されました。

2. エスカレーターの改正前・後の比較

改正後

別表第5 4-(7)ハンドレール停止検出装置

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
4	(7)	ハンドレール停止検出装置	作動の状況	ハンドレール停止を検出する信号を入力し、作動の状況を確認する。	平成12年建設省告示第1424号第二号への規定に適合しないこと。又は作動しないこと。
安全装置					

設置が義務付けされ、全てのエスカレーターが検査対象。

改正前

別表第5

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
4	(7)	ハンドレール停止検出装置	作動の状況	ハンドレール停止を検出する信号を入力し、作動の状況を確認する。	作動しないこと。
安全装置					

ハンドレール停止検出装置を有する場合は対象。

2. エスカレーターの改正前・後の比較

改正後

別表第五 5-(2) 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
安全対策	(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵とのすき間	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は測定する。	ハンドレールの外縁と転落防止柵とのすき間が160mm未満であること又は200mmを超えていること。
			ハンドレールと誘導柵とのすき間	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は測定する。	ハンドレールの外縁と誘導柵とのすき間が160mm未満であること。
			外側板と進入防止用仕切板とのすき間	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は測定する。	外側板と進入防止用仕切板とのすき間が110mmを超えていること。

改正前

別表第五

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
安全対策	(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は測定する。	ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が140mm未満であること又は200mmを超えていること。
			外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は測定する。	外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が100mmを超えていること。

・検査事項が2つになった。
・各寸法が変更

・建物壁が削除。
・寸法が変更

2. エスカレーターの改正前・後の比較

改正後

別表第5 5-(2) 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
5	(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は距離を測定する。	ハンドレールの下面から仕切板までの距離が25mm未満であること。
安全対策					



・寸法が変更

改正前

別表第5

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
5	(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は距離を測定する。	ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満であること又は150mmを超えていること。
安全対策					

2. エスカレーターの改正前・後の比較

改正後

別表第5 5-(4) 踏段上直部の障害物

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
5	(4)	踏段上直部の障害物	障害物の状況	目視により確認し又は測定する。	踏段から鉛直距離2100mm以内に障害物があること。
安全対策					

・内容変更なし

改正前

別表第5

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
5	(4)	踏段上直部の障害物	障害物の状況	目視により確認し又は測定する。	踏段から鉛直距離2100mm以内に障害物があること。
安全対策					

この範囲に障害物がないこと

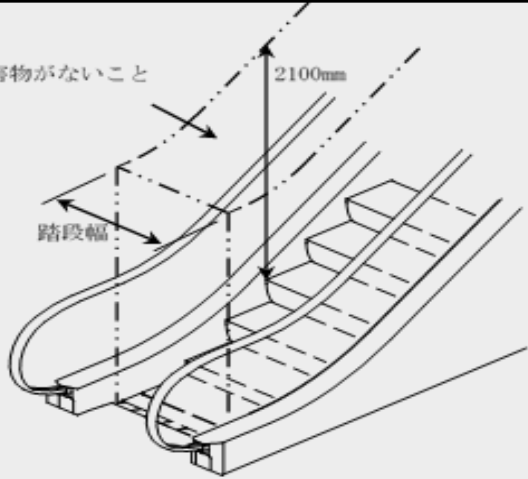


図 13 踏段上直部の障害物の範囲

2. エスカレーターの改正前・後の比較

改正後

別表第5 5-(5) 交差部可動警告板

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
5	(5)	交差部可動警告板	取付けの状況	目視及び触診により確認し又は設置寸法を測定する。	平成12年建設省告示第1417号第1第四号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
安全対策					

改正後は、乗り越える場合や厚さ3mm未満、前縁直径50mm未満は既存不適格判定です。但し、取付けが堅固でないこと、ひび割れ・破損は旧法同様に要是正判定となります。

改正前

別表第5

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
5	(5)	交差部可動警告板	設置の状況	目視により確認し又は測定する。	可動警告板が厚さ3mm未満、前縁の円筒部が直径50mm未満又は円筒部がハンドレールを乗り越えること。
安全対策			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取り付けが堅固でないこと。

(設置の状況) と (取付けの状況) が統一されました。

2. エスカレーターの改正前・後の比較

改正後

別表第5 5-(7) 登り防止用仕切り板

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
5	(7)	登り防止用仕切り板	設置の状況	目視により確認し又は測定する。	ハンドレールの下面から仕切り板までの距離が25mm未満であること。
安全対策					

・寸法が変更

改正前

別表第5

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
5	(7)	登り防止用仕切り板	設置の状況	目視により確認し又は測定する。	ハンドレールから仕切り板までの距離が50mm未満であること。
安全対策					

3. エスカレーター改正前・後の判定内容比較 (既存物件)

4-(7) ハンドレール停止検出装置

検査事項：作動の状況

ハンドレール停止検出装置を有する場合は検査対象

R6. 3. 31以前の検査

記入例⇒ (検査項目抹消) or (指摘なし)

装置不付は検査項目抹消。

装置付きで、異常を検出した状態で一定時間内に停止しない場合は要是正

検査事項：作動の状況

ハンドレール停止検出装置の設置が義務付けされ、全てのエスカレーターが検査対象

R6. 4. 1以降の検査

記入例⇒ (既存不適格) or (指摘なし)

検査項目の抹消は不可。

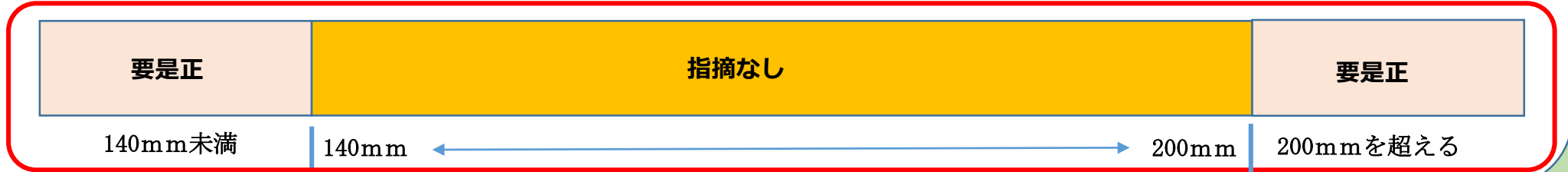
装置付きで、異常を検出した状態で停止しない場合は要是正

5-(2) 転落防止柵、進入防止用仕切板および誘導柵

検査事項：ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間

R6.3.31以前の検査

ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が140mm未満であること又は200mmを超えていること

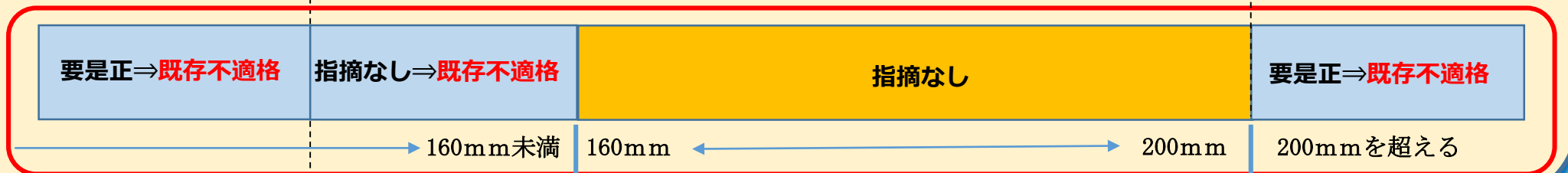


検査事項：ハンドレールと**転落防止柵**とのすき間

ハンドレールと転落防止柵のすき間と誘導柵のすき間が別々の検査事項になった

R6.4.1以降の検査

ハンドレールの外縁と転落防止柵とのすき間が160mm未満であること又は200mmを超えていること



5-(2) 転落防止柵、進入防止用仕切板および誘導柵

検査事項：ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間

R6. 3. 31以前の検査

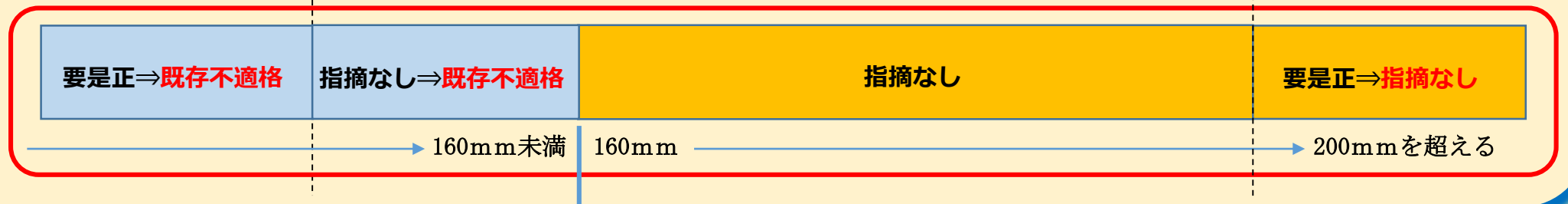
ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が140mm未満であること又は200mmを超えていること



検査事項：ハンドレールと誘導柵とのすき間

R6. 4. 1以降の検査

ハンドレールの外縁と誘導柵とのすき間が160mm未満であること



5-(2) 転落防止柵、進入防止用仕切板および誘導柵

検査事項：外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間

R6. 3. 31以前の検査

外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が100mmを超えていること



検査事項：外側板と進入防止用仕切板とのすき間

建物壁が抹消された。

R6. 4. 1以降の検査

外側板と進入防止用仕切板とのすき間が110mmを超えていること

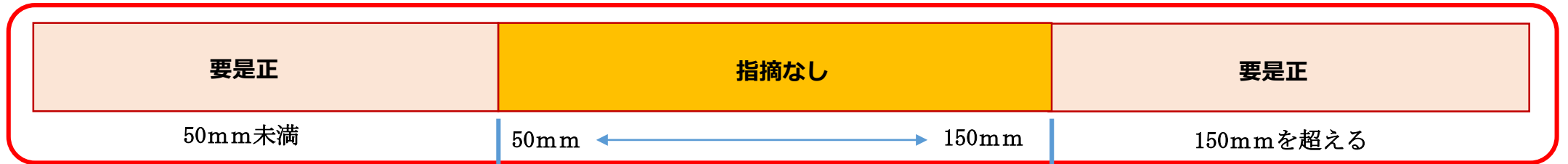


5-(2) 転落防止柵、進入防止用仕切板および誘導柵

検査事項：ハンドレールから仕切板までの距離

R6. 3. 31以前の検査

ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満であること又は150mmを超えていること



検査事項：ハンドレールから仕切板までの距離

R6. 4. 1以降の検査

ハンドレール下面から仕切板までの距離が25mm未満であること



5-(4) 踏段上直部の障害物

検査事項：障害物の状況

踏段から鉛直距離2100mm以内に障害物があること。

R6. 3. 31以前の検査

記入例⇒ (要是正) o r (指摘なし)

踏段から鉛直距離2100mm以内に障害物がある場合は**要是正**

判定基準に変更なし。

検査事項：障害物の状況

踏段から鉛直距離2100mm以内に障害物があること。

R6. 4. 1以降の検査

記入例⇒ (既存不適格) o r (指摘なし)

踏段から鉛直距離2100mm以内に障害物がある場合は**既存不適格**

5-(7) 登り防止用仕切り板

検査事項：設置の状況

R6. 3. 31以前の検査

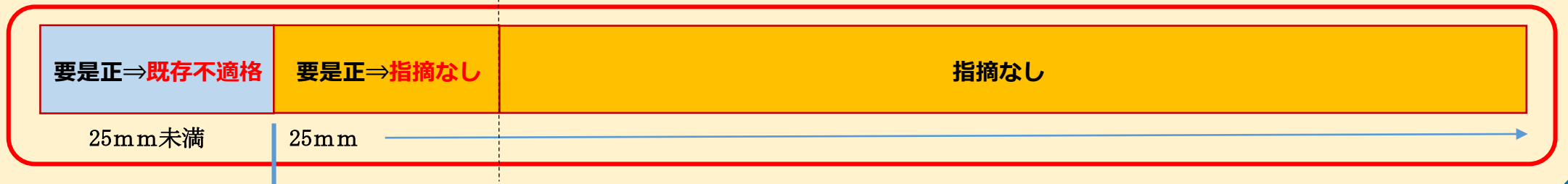
ハンドレールから仕切り板までの距離が50mm未満であること



検査事項：設置の状況

R6. 4. 1以降の検査

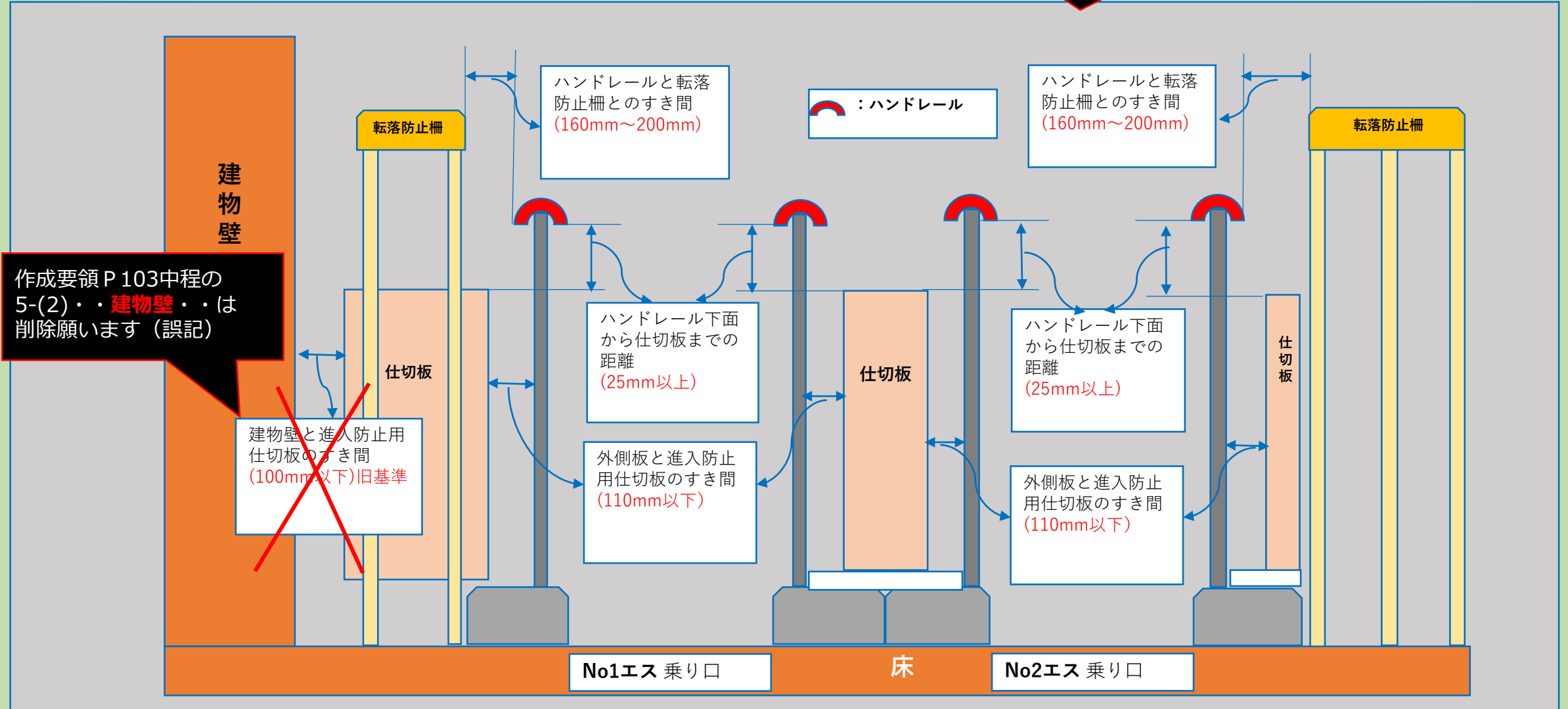
ハンドレール下面から仕切り板までの距離が25mm未満であること



4. 改定後の概略図と各すき間(2台並列設置)(参考図)

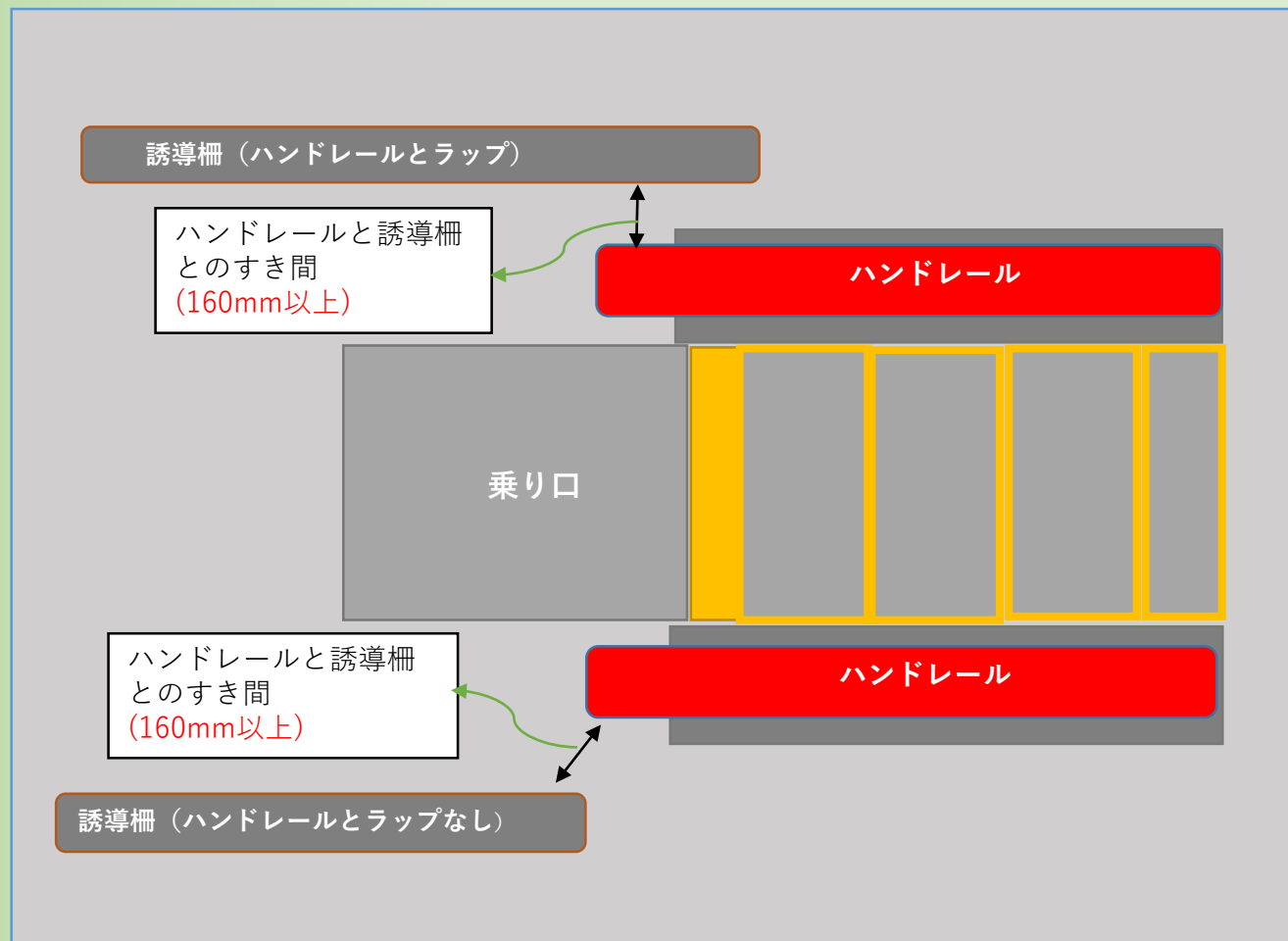
5-(2) 転落防止柵、進入防止用仕切板および誘導柵

作成要領 P 101参照



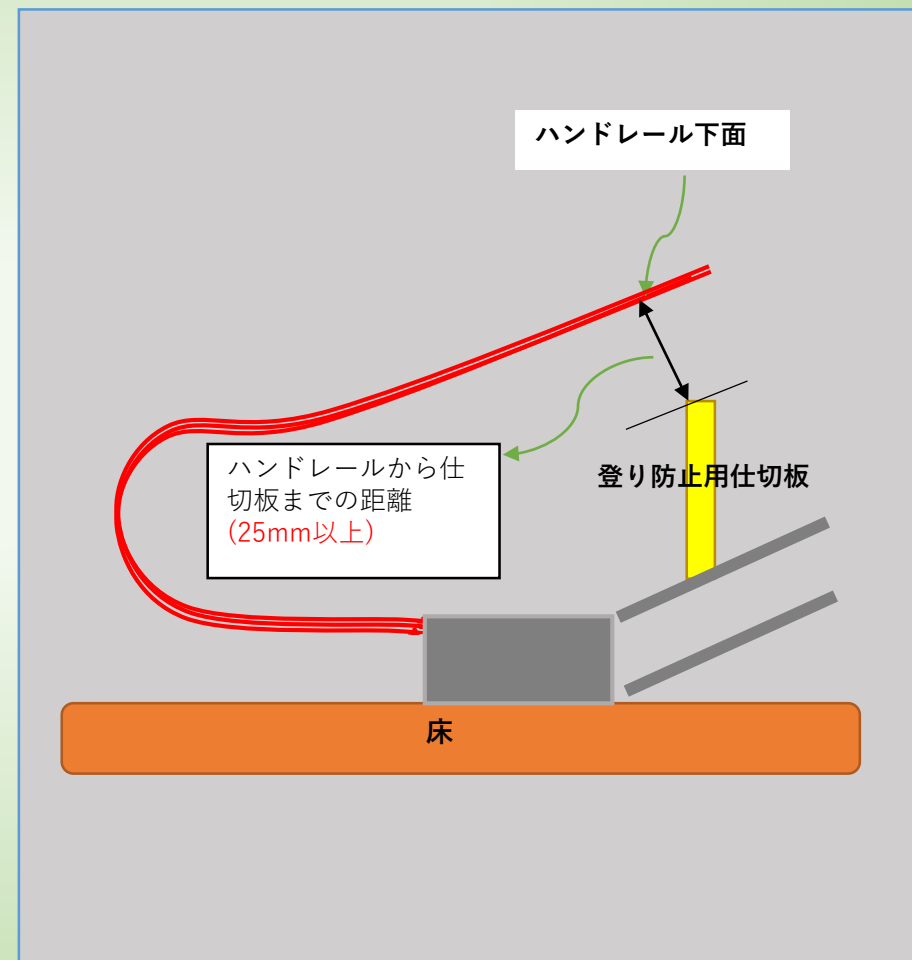
4. 改定後の概略図と各すき間(参考図)

5-(2) 転落防止柵、進入防止用仕切板および誘導柵



作成要領 P 103参照

5-(7) 登り防止用仕切板



作成要領 P 103参照

5. 既存不適格の判断基準(参考)

平20国告第283号別表第5 (エスカレーター)

作成要領 P 132参照

番号	施行年月日	検査事項	関係法令
3(6) 3(7)	平成12年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 踏段と踏段のすき間 ・ 踏段とスカートガードのすき間 (何れも、すき間は5mm以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令第129条の12第1項第一号 ・ 平12建告第1417号第1第一号、第二号
4(1)	昭和56年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すり入り込みロスイッチの取付け (手すり入り込み口に異物が引き込まれたとき、運転を停止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令第129条の12第5項 ・ 平12建告第1424号第二号ホ
4(3)	昭和56年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ スカートガードスイッチの取付け (踏段側面とスカートガードとの間に強く挟まった場合に運転を停止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令第129条の12第5項 ・ 平12建告第1424号第二号ニ
4(7)	令和6年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ハンドレール停止検出装置の作動の状況(ハンドレール停止を検出し、エスカレーターの運転を自動的に停止)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令第129条の12第5項</u> ・ <u>平12建告第1424号第二号へ</u>
5(1)	平成12年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交差部固定保護板の取付け (三角部保護板の取付け及び固定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令第129条の12第1項第一号 ・ 平12建告第1417号第1第三号

5. 既存不適格の判断基準(参考)

5(2)	令和6年4月1日	・ <u>ハンドレールと転落防止柵とのすき間</u>	・ <u>令第129条の12第1項第一号</u> ・ <u>平12建告第1417号第1第五号</u>
5(2)	令和6年4月1日	・ <u>ハンドレールと誘導柵とのすき間</u>	・ <u>令第129条の12第1項第一号</u> ・ <u>平12建告第1417号第1第六号</u>
5(2)	令和6年4月1日	・ <u>外側板と進入防止用仕切板とのすき間 (すき間は110mm以下)</u> ・ <u>ハンドレールから仕切板までの距離 (ハンドレール下面から仕切板までの距離は25mm以上)</u>	・ <u>令第129条の12第1項第一号</u> ・ <u>平12建告第1417号第1第七号</u>
5(4)	令和6年4月1日	・ <u>踏段上直部の障害物の状況 (踏段から鉛直距離2100mm以内)</u>	・ <u>令第129条の12第1項第一号</u> ・ <u>平12建告第1417号第1第四号</u>
5(5)	令和6年4月1日	・ <u>交差部可動警告板の取付け (端が厚さ3mm以上の角がないもの、ハンドレールを乗り越えない構造、前縁は直径50mm以上の円筒形)</u> ・ <u>ハンドレール外縁から500mm以下の範囲に設置されている場合が対象</u>	・ <u>令第129条の12第1項第一号</u> ・ <u>平12建告第1417号第1第四号</u>
5(7)	令和6年4月1日	・ <u>登り防止用仕切板の設置の状況 (ハンドレール下面から仕切板までの距離25mm以上)</u>	・ <u>令第129条の12第1項第一号</u> ・ <u>平12建告第1417号第1第八号</u>